# 明治中期から大正期の伊賀地域における 育成林の地域形成について

## 藤田佳久

### 1. はじめに

今日、日本の林業は輸入自由化による安価な外材により不況下にある。そのため林業地域を正面から取り上げる研究はみられなくなり、森林資源を環境要素としてそれも一括的に論じるケースが目立つ。

しかし、今日、日本の森林蓄積量を年々更新する軌跡の原点は山村の人々による1本ずつの植栽によるものであり、全国の山々がほとんどこうして実現した育成林で緑化されたのは数十年から100年ほどの歴史でしかない。

筆者は江戸時代中期以降このように形成された育成林化地域に、江戸中期以降大和の吉野に形成された核心的先進的育成林業地域、明治中期以降形成された核心的有成林業地域、そして戦後の昭和30年以降に集中的に形成された新興的育成林業地域の3地域類型があり、吉野の核心的地域を中心に空間的配列を示す原理も認められることを明らかにした(1)。

本論は、伊賀地域における育成林業地域の形成過程を明らかにし、多様な公有林での育成林

化をベースに成立した中間的育成林業地域形成の特性の一端について明らかにする。

その初期条件としては、本紀要の前号<sup>(2)</sup> でこの地域と部落有林野統一事業の展開を明らかにしており、その点はそれを参照されたい(図1)。

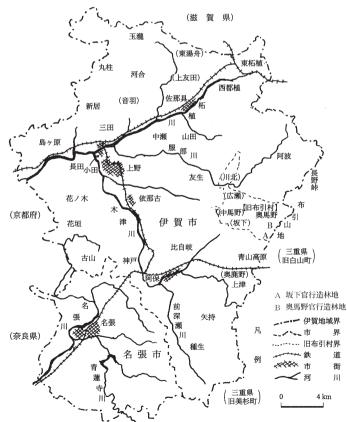


図1 伊賀地域の現在の概況図

## 2. 育成林化への試行とその背景

前述したように、近世におけるほとんどの 山野は幕府や藩による一部の直轄森林保護区 域を除けば農耕や家畜飼育と直結した草山で あり、前号でも示したようにそこには入会慣 行が累積しており、それを勝手に育林地への転 換はその分だけ採草地や薪炭林地の減少をもたり、水田生産力やエネルギーの減少をもたら し、農民の生活を窮迫させることになか らであった。しかも、毎年収穫のある農作物 に比べ、育林木が成林として経済林になるためには50年は必要であり、その間の食料不足 は不可避となるからでもあった。とくに伊賀 では領主により、育成林化は抑えられ、制度 的にも草山が守られていた。

それゆえ、山野での育成林化には何らかの 内外からの刺激が必要であった。それが幕藩 体制の崩壊による山野利用の規制が弱体化し たことをベースに、新政府の下で入会慣行が 累積する部落有林野統一事業の実施であり、新 たな局面をもたらした。それはそれ以降つづく 部落有林野つぶしとそれの公有林野化、それに よる山間地域での県郡市町村財政基盤の確立 というプログラムの開幕によるものであった。

部落有林野統一事業については前号に譲るとし、部落有林野の解体から生み出される育成林化へのプログラムは、もう一つの背景となった日清、日露戦争にともなう軍需とそれが及ぼす木材需要の増大によって引き起こされた木材価格の上昇が契機ともなった。草山からの木材供給は不可能であったからである。残されていた天然生の大径木が高値で取引される状況を知った農民達には刺激的であり、植栽による育林化への方向が現実味を帯びるようになった。

両戦争のうち、とりわけ日露戦争は日本が 勝利したとはいえ、国全体が消耗し、とくに 疲弊した農山村についての活路は膨大な草山 への新たな対処しかなかった。

そんな折、隣接する奈良県吉野郡川上村大 滝の吉野林業指導者である土倉庄三郎は、農 山村活性化の方法として「年々戦勝論」を唱 え、植林こそが村を豊かにし、それが国富に もつながるという一大植林運動を全国へ展開 した。土倉は江戸時代後期には川上郷で1万 町歩を所有し、18世紀以降の吉野育林技術を 集大成した密植方式をベースにした吉野林業 方式を確立していた(3)。明治中期には東の三 井に対して西は土倉が筆頭に対置される財産 家の地位にあった。土倉が全国に展開する「戦 勝記念林」としての青年会、学校、部落その 他による植林運動は明治政府の品川弥二郎に 着目され、土倉に農商務省大臣への就任を要 請したほどであった。しかし、土倉はそれを 断り、自ら各地域の発展に直接的に尽くす立 場を主張した。

ところで、土倉が示した吉野林業方式は、密植と多間伐により10年目以降、80年目の皆伐まで年々の収入を実現することに特徴があり、林業を農業同様に毎年の収入を実現できるようにする魅力的なノウハウに満ちていた。その収入により、当時の川上村大滝では小学校教育が充実し、児童は全員が制服で通学するほどであったし、土倉方式のいわば村づくりによって、大滝は豊かな村となっていた。

ベースとなる密植はそれまで各地で行なわれていた非能率な差し木に代え、先人らが実生苗を畑で育てる稲作同様の方式を開発し、大量生産の道を開いた。この吉野林業技術を習得するため、大滝へは全国から10万人に及ぶ見学者が殺到し、吉野の実生苗による1町歩当り1万本に及ぶ密植方式が各地へ持ち込まれた。それは吉野で江戸時代を通じて開発された吉野の育成技術の全国的拡散により、初の技術の標準化と平準化が図られたことを意味した(4)。ただし、この密植は吉野林業の市場が京阪神市場と直結して可能であった方法であり、各地へ拡散した密林方式はその後

各地域の市場との関係の中で修正され、やが て1町歩当り6,000~6,500本へと落ちつい た。戦後はさらに植栽本数が半減している。

吉野林業地域の外接的位置にある伊賀地域 では、当然この吉野方式が後述するように強 く影響することになった。

## 3. 新設村有林における育成林化

前号では伊賀地域の部落有林野統一事業が 長年の慣習も累積し、容易ではなかったこと を示した<sup>(5)</sup>。しかし、こうしてたどりついた部 落有林野統一事業としての林野整理は、それ まで基本的には草山であり、禿げ山である無 立木地に村有林を誕生させ、植林により村の 基本財産をつくることが最大の目的であった。

結果的にみると、北部を構成する旧阿山郡 各村では県や郡の強い指導により、部落有林 の温存はむつかしく、私有林化のための縁故 特売もあまり一般的ではなく、村有林化が林 野整理の中心となった。それに対して、南部 を構成し、より山村的性格の強い旧名賀郡各 村では、林野整理に前から縁故特売による私 有林化が先行し、村有林も形成されたが、私 有林化を主にして展開した。

こうして、村有林化は、育成林化を主軸に した村有林経営計画とセット化され、将来は 林業収入により村税は廃止されるという構想 を住民が共有化することによって進行した。 そしてその構想は土倉の「戦勝記念林」の経 験もふまえ、村財産の確立に向け、学校や青 年団ほか各種団体による育成林化事業を誘発 し、そこでの経験が農家に新たな育林技術を 定着化させ、私有林における育成林化も加速 させた。

ではどのような村有林の育成林化計画が展 開したかを次に確認してみる。

### (1) 布引村村有林の場合

前号で示したように、部落有林野統一事業

をなし遂げ村有林を確立した布引村では、早速「布引村基本財産造成条例」<sup>(6)</sup>を作成し、 育成林化事業に乗り出した。

その条例によれば、まず120町歩に杉と桧、 櫟を植栽して基本財産とし(第1条)、植栽に ついては苗木を明治37年より毎年1町歩当り 6,750本を15年間継続植栽し、完成次第育林 保育へ転換する(第2条)としている。吉野 の密植本数はここで半減したレベルに落とし、 布引路線を設定している。

そして、具体的な育林技術については、「布 引村基本財産杉桧造林施工法」<sup>(7)</sup> を制定して、 従来の草生地に杉、桧の植栽を行なう目的で その方法を丁寧に示している。

それによると、まず「地拵」では刈草をし、 雑木や萱竹類はすべて根より伐倒して堆積、 焼却して植栽のための準備をする。そして、 「苗木」については、村の苗圃で育て、杉、桧 とも3年生の苗木を敏速に移植する。ただし、 苗木の仮植時は土を柔らかくし、東西に溝を 掘って苗木を南側へ傾斜させ、根元に土をか けて防乾とする。

そして、いよいよ山へ新植する時は3月中に行ない、植栽間隔は4尺四方とし、1町歩当り6,750本の植栽とする。そのさい、防乾用に根元を菰で包んだり、叺に入れ1本ずつ取り出して穴の中央に立て、細い土をふりかけ、苗木を少し揺らして土が根を満したあと軽く踏み固め、その上に腐土を寄せる、と解き、具体的でわかりやすく、初心者にも理解出来るよう丁寧である。また、補植にもふれ、新植した翌年春の新植とあわせて行なう。そのさい苗木は強健なものを選び、枯損跡をさけて植える、とこれも丁寧な説明である。

次いで植栽後の保育(撫育)法についても 次のように示している。

まず、雑草の「下刈」については、新植から毎年7月に9年間実施し、刈り取った草は植栽した苗木の根元に寄せて置き、雑草の繁茂が目立つ時には2回目の刈り取りを行なう。

新植から10年目、17年目、23年目にはそれぞれ伸びてきた「枝打」を行なう。その時期は、樹液の流動が休止する晩秋から翌春の間がよく、とくに厳寒期がよい。そのさい、枝の切断の方法は、枝の基部の幹と平行方向、垂直方向とする。

「間伐」は、新植後15、20、25、40、45年目に行ない、その間伐割合は初回が1割ほど、その後は残存木の2割ずつ伐採する。間伐の目的は、健全で通直な良木を残すためであり、適度な間隔も必要で、伐採によって出来た樹冠の隙間が2年後にふさがる程度がよい。そして伐採時に他の樹木を傷つけないように注意する必要があるとする。

以上の新植から伐期まで、林地を巡視する 看視人1名を置いて植栽木の火災などからの 「保護」を行なう。異常事態の発生には臨機応 変な対応が必要であるとする。

そして、最後の収穫である皆伐である「主 伐」は50年目に行なう。

以上のように、布引村の村有林における育 林方法のためのこの地域での初めての技術が わかりやすく説明されている。その内容は、 ほぼこの時期にこの地域一帯でほぼモデルと される50年伐期の育林法が示されたものとい える。吉野方式が1万本の密植多間伐による 80年伐期を基準としているのに比較すれば、 6,500本植えで5回だけの間伐と50年の主伐 を示した布引村村有林の育林技術は、吉野の 立地条件との違いを認識した上での現実的な 独自路線を示したものといえる。多間伐材が 多様な商品として販売できた吉野方式に対し て、全くそれまで木材市場と縁のなかった伊 賀地方では、吉野の密植、多間伐方式の導入 が困難だという判断がなされたことに現実味 がうかがわれる。それでも今日の伊賀地域の 1町歩当り3~4千本の植栽本数と比べれば、 かなりの密植だったともいえる。その点では 吉野方式のモデルが多分に影響していたとみ るのが妥当である。

こうして基本的な育林技術が明治30年代に標準化された型として示され、導入されたことは、それを作業経験した地元農家のその後の育林技術に平準化をもたらしたという点できわめて重要な役割を果したといえる。

とはいえ、それが本当にその型通りにすす められたかどうかは検証する必要がある。

表1は、明治37年に開始されたこの布引村村有林における基本財産林植栽反別と経費について、大正4年(1915)年の調査時点で示したものである<sup>(8)</sup>。

それによると、大正4年までに94町歩余りが植栽され、目標の120町歩植栽まで残り25町歩余となり、大正7年度中には植栽が完了する目途がたったとされ、ほぼ順調に推移したことがわかる。また、明治42年以降は10町歩以上の植栽が続き、当初のいわば植栽試行期の低レベルをカバーしている。

植栽本数は、ほぼ基準通りに1町歩当り 6,000本前後が維持され、遵守されている。 植栽樹種は杉が多いが、大正3年には桧が杉 を上回わり、桧の植栽本数は杉のそれを上回 らないもののその後増加傾向がみられる。こ れは桧が好む尾根筋や標高の高い山地部分ま で植栽が拡大したことを推測させる。

それにともなう植栽経費は植栽本数に応じて増加しているが、大正期に入ると全体的に増加傾向にある。これは物価上昇に伴う単価の底上げによるものと考えられる。しかし、これらの経費上昇分は基本財産収入や村有林の他への貸付けによる収入で充当でき、村費からの支出は一切なかったこと、つまり村有林植栽事業の後半は独立採算制によって実施されていた点で特筆される。

一方、収入は数年後から始まる第1回の間 伐収入から得られるようになる。当初の試算 によれば、植栽後58年目には260万円余の収 入となり、あと20年ほどで布引村は無税の村 になると期待されている。実際、その後のこ の基本財産からの収入は、村の各事業を十分 に支える資金源となっている。その点では、 布引村村有林における植栽による基本財産づ くりは予定通りの効果を挙げたと評価するこ とができる。

ちなみに、大正4年の村の調査によれば、 布引村の主要生産物価格は、米が3万円余、 次いで林産物が1万2千円余、その次が繭で7 千円余、雑穀3千円余の順になっており<sup>(9)</sup>、 林産物が第2位へと伸長し、布引村経済の重 要な柱になりつつあることが知られる。

#### (2) 山田村と阿波村の場合

山田村と阿波村が昭和30年に合併して誕生

した大山田町の『大山田町史』によれば、山田村と阿波村においても村の基本財産づくりのための村有林での植栽の概略が記されている<sup>(10)</sup>。

山田村でも前述の布引村と同様に基本財産 条例とその管理規程、植栽方法やその施業計 画などが定められ、明治39年(1906)に村 営苗圃を設置して本格的な事業展開を図った ことがわかる。その上で、植栽は大正元年よ り開始し、大正6年までに84町歩の植栽を完 了している。植栽本数は46万本に達し、布引 村のそれ以上にハイスピードで事業を展開さ せている(表2)。

——	<b>→</b> ¬1 <b>↓</b> ↓++	그 마다 상 나나 소	44+b	4144 A HE TO 1
表 1	- 田写  村		) MB 表を1マ 501 /	6経費の推移

	F 114	植栽	47 #H		
年 度	反 別	桧	杉	経費	
明治37年	4町000	8,000本	16,500本	114円450	
38	2. 000	3,500	8,500	217. 275	
39	5. 000	12,500	21,250	172. 639	
40	4. 000	10,100	14,960	195. 960	
41	5. 000	12,045	19,000	194. 837	
42	10. 000	19,615	29,700	337. 994	
43	12. 6607	13,335	71,550	512. 662	
44	12. 3111	19,475	33,950	571. 008	
大正 1 年	11. 8804	22,810	35,306	704. 795	
2	12. 1324	17,730	43,013	807. 593	
3	8. 0108	27,150	25,480	902. 990	
4	7. 8611	20,094	27,853	845. 118	
計	94. 6906	186,354	348,063	5,777. 321	

(『布引村整林要覧』より)

表 2 山田村基本財産林の植栽地別樹種別植栽本数、植栽面積の推移

<b>                                      </b>	植栽地	樹種別植栽本数				<b>技</b> 业	
植栽年度		松	杉	桧	櫟	計	植栽面積
大正 1 年	阿波村富永字長者久保	0	55,323	11,300	0	66,623	99反218
2	同 上	11,800	42,351	24,510	0	78,661	133. 520
3	山田村平田字西教	14,900	42,480	51,950	0	109,330	177. 314
4	同 上	22,520	33,180	60,350	0	116,050	173. 616
5	布引広瀬字東山	10,000	0	0	45,935	45,935	189. 801
6	山田村出後字竜台	1,400	600	31,900	0	33,900	88. 400
計			173,934	180,010	45,935	465,099	842. 009

(『大山田町史』より)

山田村の村有林は、隣接する阿波村や布引村にそれぞれ30町歩近くと10町歩を所有し、村有林の半分近くを他村領内に所有しているのが特徴であった。これは前号でも述べた部落有林野統一事業前の部落有林野時代に展開していた入会関係の錯綜していた林野の一部がそのまま継承されたことを示している。ただし、布引村の場合とは異なり、土地条件の違いもあり、松や櫟も植栽され、また密植ではない場合もあって、それが植栽面積をかせいだ面もあった。しかも、松の植栽本数が杉の植栽本数をわずかながらも上回わり、布引村よりも土地条件が必ずしも良好ではないことを反映している。

山田村のこうして誕生した基本財産林は、 その後の伐期到達後、学校の増改築、診療所 建設、有線放送開設などの建設に大きく寄与 し、村の経済的基盤に貢献した。

また、阿波村の場合は、部落有林の統一により成立した村有林面積の35%に当たる約20 町歩を基本財産林とした。そして同じく基本 財産造成条例、植栽および施業計画、看取人 服務規程、基本財産管理規程などを定め、明 治39年には村営苗圃を設け、育苗段階から育 林段階へと積極的かつ着実に同事業をすすめ ている<sup>(11)</sup>。

(3) 東柘植村、西柘植村、壬生野村の場合 東柘植村、西柘植村、壬生野村の3村は、 のちに合併して伊賀町を誕生させた村々であ り、ここではそれら各3村の枠で取り上げる。

部落有林野統一事業では、これら3村とも それぞれ困難に直面し、それを克服した形で それぞれの村有林を成立させ、基本財産林を 創設した。

うち、東柘植村では部落有林野統一事業により、各部落有林から776町歩余りの村有林を生み出した<sup>(12)</sup>が、そのうち300町歩が無立木地であった。統一事業前の部落有林野は草地と松からなる疎林で、乱伐の結果でもあった。

そこでそれらも含め、307町歩を村の基本財産とし、さらに各部落から提供された220町歩余りを村有林へ編成した。また、個人が占有的に植栽していた林野についてはそれら個人へ縁故特売して私有林化したほか、耕地へ近接した林野については耕地への直接的な採草地としての管理を認め、個人有とした。これらの統一事業が完了し、昭和3年(1928)にはモッコ山の山頂に青年団員や小学生達によって林野整理の記念碑が建立されている。

村の基本財産条例は、明治42年(1909)に村会によって制定され、植栽計画も立案された。

それによると、69年間に渡って毎年基本財産を造成することとし、植栽については20年間で200町歩を目標として毎年実測10町歩、うち杉7町歩を植栽するとして、明治45年にスタートしている。

このような計画のもと、スタートから大正 6年(1917)までに目標の半分に当る100町 歩をほぼ植栽し、昭和2年(1929)までに目 標を達成している。これを第1期事業とした。

植栽樹種は、桧が25万本余りで、杉の17万本を上回っている。伊賀北部のこの一帯のヤセ地の多い土地条件が反映したもので、松も5万本余りに達している。

西柘植村の部落有林野統一事業も各部落毎の部落有林野面積にかなりの規模差があったため、全部落有林野193町歩余をそのまま村有林へ移行統一できなかった。そのため、既存の植栽地以外は各部落優先の地上権を設定したり、部落有林野面積の少ない部落については、他の部落とのバランス上、何らかの負担をする形で明治44年(1911)に新たな村有林を統一、誕生させた(13)。

こうして誕生した村有林面積は195町歩余となり、そのうち60町歩に基本財産用の植栽が行われることになった。残りの135町歩ほどについては、地上権の設定や個人への縁故特売などを行い、村財政収入への道を開くとともに、そのこと自体は村有林の再編成となった。

植栽対象地の60町歩は無立木地や疎林の「ケロ山」(14)と称する雑木林で、農家が草、小柴、薪炭用材を採取する場所として利用もされたが、広く放置されていた。村はこの荒廃的な林野を明治45年(1912)から3年計画で毎年10町歩ずつ計30町歩を植栽することとした。

しかし、当初から植栽計画は短期かつ広く、 苗木確保のため、近隣の油日村、さらに伊勢 側の関、亀山方面へ出向き、各担当部落が割 当られた苗木を運び、植栽技術の指導を受け ながら実行された。初年度は予定通り13万本 余を植栽している。

壬生野村の場合は、山も浅く、奥山部分にあたる阿波村に採草用の入会林野を有していた。そこで阿波村内への2ヵ所の入会林野、計67町歩余を阿波村から入手し、それを基本財産林とした。そして明治45年から大正6年にかけて植栽をすすめている。大正5年にはすでに60町歩ほどが植栽されている。大正6年度の最終年度は11町歩が補植を含めて計画され、苗木代255円、植付費119円、下刈費242円、地拵費168円、補植費60円、その他含め916円が予算計上され(15)、基本財産造成のリアリティが伝わってくる。なお、地拵費は、部落有林時代の無立木地とはいえ、雑木や草が生えており、その整地代として計上されたもので、植栽予定地の状況がうかがわれる。

そののち、さらに大正14年までも引き続き 植栽費用が計上されており、当初の植栽予定 完了後も植栽範囲を拡大しながら基本財産林 地の拡大が図られたものと思われる。

この3村の基本財産林のその後をみると、この壬生野村では、その後昭和15年(1940)の役場建設用の建築用材と費用がこの基本財産林から供給され、さらに戦後の新制中学校建設にも寄与している。また、東・西柘植村村有林でも戦後の新制中学校建設費用の大半を寄与しており、各村々に大きく貢献している。

しかし、東柘植村は戦後の西柘植村との合併を経て、さらに伊賀町ととして合併する時

に地元財産区所有へ転換し、他の2村の村有 林は、中学校建設への用材寄付のあとの山地 を売却処分し、その姿を消した<sup>(16)</sup>。

#### (4) 島ヶ原村の場合

伊賀地域の北西端に位置する島ヶ原村は、伊賀地域では珍らしくも近世以来早くから村有林体制を確立し、維持してきた。明治に入っても早くも明治28年(1895)には日清戦争戦勝記念、明治38年(1905)には征露記念の植栽を村有林で実施し、村有林の活用も早かった<sup>(17)</sup>。

しかし、これらの植栽事業が順調であったわけではなかった。それまで苗木育成の経験がなかった農家は苗木の育苗が思うように出来ず、2年生の苗を購入して各戸で育苗したが、それも不揃いで山行苗にはならない苗木が多くを占めた。また保育も無賃労働であっため不安定であった。そこで村は明治38年から始めた植林5ヵ年計画を終了させ、あらためて育林のベースになる村営苗圃を新しくつくり、次期以降の計画に備えることにした。

こうして明治42年(1905)、「基本財産造成条例」とそれをすすめるための「造林方法施行規則」を制定し、その実績により、以降確実な植林と保育が可能になった。それにあわせて、明治40年からは基本財産特別会計を設け、村有林からの収益を村有林の経営経費に充当できる方法をつくり、植栽と保育がスムーズにすすめられるようになった。この方式は大正7年(1918)まで続けられている。

こうして立木販売収入は大正10年(1921) 以降ほぼ毎年1,000円以上、大正末から昭和 初期にかけては毎年2,000円以上、また村有 林の貸付地の収入もその頃から増え始め、年 によって1,000円や2,000円を数えた。そし て、それらをふまえた剰余金は積立てを行い、 道路や学校の建設財源に利用され、村づくり に大きく寄与した<sup>(18)</sup>。

こうして間伐期に入った昭和9年 (1934) から3年間、県技師を招き施業案づくりを行っ ている。この時の村有林は針葉樹の面積が 454町歩に達し、村有林のほとんどを占め、 島ヶ原村は村有林の村となった。

#### (5) 南部の村々の場合

伊賀地域のほとんどを占める伊賀市域のうち南部山間地域の村々については、新たに誕生した村有林における基本財産林育成に関する資史料はなかなか見出せず、その詳細を明らかにすることは出来ない。

そのような中で、矢持村が部落有林野統一で村有林へ統一した林野のうち、すでに地上権が設定されていた20町歩を縁故特売し、それによって得た資金で大正4年(1915)から16年間にわたって100町歩の植栽計画を立てている<sup>(19)</sup>。この例からも同様の手法によって他の各村もそれぞれの村有林の中で基本財産林を造成したものと思われる。種生村についてもそのような記述がみられる<sup>(20)</sup>。

奥山に位置して広大な林野を有する高尾村(のちに種生村と合併)には、大正4年(1915)に阿保村が酒屋へ21町歩余、また花垣村が鈴又へ18町歩、比奈知村が奥出に15町歩の林野を取得し、村有林とした上で基本財産の造成をすすめている<sup>(21)</sup>。

概していえば、前述したように南部の村々は、明治の地租改正以降、個人個人による部落有林野への植え出し(植分け)がみられ、それらが、部落有林野統一事業にともない縁故特売の対象地となり、そこに私有林が成立した。そのため村有林は縁故特売対象地以外の無立木地が主流になり、育成林化が先行した私有林における育成林化および林業経営に多くの関心が払われ、その点に北部の村々との相違が生じたといえる。

## 4. 県・郡模範造林の設定と育成林化

ところで、以上のような村有林経営を始め るにあたり、現場で植栽作業を行なうのは地 元の農民であり、村民の多くであった。しかし、彼らは植栽経験のない素人であり、これに先行していた私有林の植栽作業についても同様であった。そのため、育苗から植栽へと始まる育林技術は未熟でバラツキが大きかった。そこで県は国の政策のもと県下に県行模範造林地を設定し、育林技術の啓蒙と技術の平準化を図ろうとした。

こうして、三重県は県下に10ヵ所、合計1,054町歩に及ぶ模範造林地を設けた<sup>(22)</sup>。伊賀地域では2ヵ所、中北部の阿山郡のうち布引村(95町歩余)と南部の名賀郡の国津村(96町歩余)で、他に員弁郡十社村、鈴鹿郡庄内村、鈴鹿郡野登村、一志郡榊原村、一志郡竹原村、多気郡萩原村、渡会郡大内山村、北牟婁郡尾鷲町の8ヵ所に設置された。尾鷲のような近世以来の育林先進地も含まれるが、いずれも県内の山間地域の中で、部落有林野統一事業により村有林が広く誕生した地域の中に置かれた<sup>(23)</sup>。先進地の尾鷲地域も臨海部に面した山地の部落有林が統一事業によって村有林を誕生させている。

いずれも明治38年から植栽が始まり、各模 範造林地とも毎年10町歩前後に植栽を始め、 大正3年には植栽事業を完了している。布引 村の模範造林地も同様に進行している。

そのさい、布引村の県営模範造林事業でも標準化した苗木生産に重点が置かれた。そのために県営の苗圃を造成し、模範林だけでなく、各村有林の植栽事業、さらに私有林での農家による植栽事業へも苗を供給し、地域全体の苗木の標準化によるレベルアップを図った。それが基本的な育林技術の改良と普及に果した役割は大きく、伊賀地域の育林技術の底上げを行った。

伊賀地域の県営苗圃は阿山郡中津村に設置された。その面積は4町5反に及び、郡全体の苗木需要に対応を図ろうとするものであった。それは前述のように地域の育林技術の基盤の底上げに貢献したが、苗圃運営のさ中、

予期せぬ連作障害が発生し、一方、私有林における積極化した植栽の動きは、以上のような苗木生産の標準化を受けて個別に苗木生産が展開するようになり、さらに各村有林における植栽事業の終了も近づき、県営の苗木供給が減少することになり、大正初期にその役割を終えている<sup>(24)</sup>。

その一方、前号で示したように、布引村ではその東北部に阿山郡の模範造林地がこの県模範造林地に隣接して設置された。その面積は合計170町歩で、県の模範造林と同様に伊賀地域全体の育林技術の標準化を通してそのレベルアップに寄与した。

## 5. 布引村村有林への官行造林の設定

#### (1) その背景

以上のように、伊賀地域の各村々で明治30年代以降、部落有林統一事業が展開し、新たに誕生した広大な村有林において、植林を中心とした各村の基本財産造成事業が始った。くりかえすが、これは基本的には新たに成立し、とりわけ山間地域の明治行政村の経済的基盤を強化すること、さらに日清、日露戦争にともなう経済的疲弊への対応であった。その手法は既存の部落有林野を公有林とみなそうとする明治政府とその命を受けた法学や林学研究者によるプロシャでの林政研究を強引に根拠としようとするものであった(25)。そのため、国や県の指導によって成立した村有林はまさに公有林として位置づけられた。

しかし、伊賀地域の場合、そのほとんどは 入会採草地をベースとする無立木地であり、 禿げ山であった。そのため、村財産造成をめ ざす植林事業は白紙からの取り組みとなり、 そのための資金確保のために、せっかく統一 した村有林の一部を縁故特売したり貸付たり することで、村有林を削りながら事業展開せ ざるを得ない状況も生じた。 そのような状況下で前述した県や郡の模範 造林事業の導入は村にとって出費を節約でき る歓迎すべき事業であった。

布引村の場合もそうであった。県や郡の模 範林を村の独力では困難な条件の悪い村域の 周縁部に設置できたことは幸運であった。し かし、なお、統一事業で村有化されたものの 条件の悪い周縁部山地は放置せざるを得ない 状況を抱えていた。

そこへ大正期に入り、大正9年の官行造林 法発布を背景に官行造林の設置の計画が飛び 込んできたことは、布引村にとって願っても ないことであったといえる。しかも、国は全 国で手にした官林の本格的施業を明治期の後 半からすすめており、育林技術の独自の体系 化を確立しつつあった。布引村にとって、そ れまでのローカルな育林技術のベースに、国 家レベルの有林技術が付加することになり、 それは布引村だけでなく伊賀地域へも強いイ ンパクトを与えたものと思われる。

この布引村の官行造林については、大阪大林区側が作成した『布引村公有林野官行造林 案説明書』<sup>(26)</sup> が残されており、それをベース にその特徴を以下抽出してみる。

#### (2) 布引村への設置理由

布引村村有林における官行造林は大正11年 (1922) に契約された。植栽期間は大正11年 から5年間、伐採は大正58年から30年間、契約期間は76年間、分収歩合は国と村が5分ずつという内容であった。樹種変更分については同13年に契約変更されている。その設置 個所は2ヵ所で大字坂下の約85町歩と奥馬野の約50町歩、合計約135町歩である。いずれも標高700mを越え、風化土壌からなる布引村村領域の周縁部に設置されている(図1参照)。

このような周縁部に設置したことについて、 前述の説明書は次の様にその理由を述べている。

「大字坂下字布引1,078-2 (番地一筆者) ハ管

理区分ノ結果造林ノ目的ヲ以テ貸付予定地セラ レシモ、借受希望者ナカリシモノナリ」<sup>(27)</sup> と。

また「字布引1,078-2外1ハ造林及秣草等 ノ目的ヲ以テ元所有部落民ニ地上権ヲ設定セ ラレタルモノナルモ、由来林地豊カナル本村 ノ地上権者ハ皆手近ナル林地ニ於テ其ノ用ヲ 便シ、殊二近時労働者ノ都会集中ト金肥使用 トノ結果ハ益々コノ種林地ノ過剰ヲ来シ、僻 在セル本林地ノ如キハ殆ント顧ルモノナカリ シモノナリ。以上ノ如ク、何レモ不生産的ニ 放置サレ居ルヲ以テ、速ニ造林ノ必要アリト 雖、村二於テモ財政富裕ナラズ大面積ノ植栽 不可能ノ状態ニシテ公有林野ノ前途憂フベキ モノアリシカ、偶大正九年官行造林法発布セ ラルヤ県当局ノ勧奨ニヨリ、之ガ法益ニ浴ス ルコトヲ熱望シ、地上権地ハ其権利ヲ解除、 貸付予定地ト共二官行造林地ニ提供セリ」(28) とし、住民からも放置されたままの林野を抽 出した経緯が述べられている。そして、

「爾後調査ノ結果、官行造林タル資格を具備シ、而カモ官行造林ニヨルニ非レバ徹底的ニ造林ヲ達成シ難シト認メ、大正拾壹年十月三十日契約締結セリ」<sup>(29)</sup> (以上、句読点、濁点は筆者)。このように述べ、結論的にこのような山野には官行造林しか植栽を行なうことはできないとしている。

なお、文面中、それまでの草山の採草地利用に対して、金肥が導入され始めたこと、山間地域労働力が都市へ流出するという新たな現象を説明の背景に使用していることが注目される。それらのことが逆にそれまでの禿げ山への植栽が可能な背景にもなっていることがうかがわれる。折しも日清、日露戦争終了後の経済不況を越え、第一次世界大戦の好景気を経験したあとの時代背景も読みとれる。

#### (3) 布引村と林野

では官行造林を受け入れた布引村はどのような状況にあったのか。

まずその林野は江戸時代には禿げ山が卓越

し、土砂流出止めに松を植えたり、採草の禁止などをくりかえしていたが、幕藩体制の崩壊で弛緩し、乱伐や火入れで荒廃がすすんだ。明治になり、村は部落有林野のうち無立木地170町歩を村有とし、明治37年から10ヵ年間毎年3町歩ずつ植林し、残りは阿山郡模範林として郡へ地上権を設定した。この経験がのちに官公造林の導入の契機になったと思われる。

明治38年の公有林野整理規則発布により、 布引村も部落有林野統一事業を行ない、明治 42年に完了した<sup>(30)</sup>。他村との入会関係の解消 や縁故特売による整理や貸付地設定などは前 号で示した通りである。

大正中期の調査によれば、村の戸数は約230、林野面積は1,500町歩で、かつては村民に森林愛護の念は乏しく、山野は著しく荒廃していたが、この時期には県郡模範造林地や村営植栽地、何人かの先覚者から始った造林地が目立つようになり、私有林のうち600町歩が植栽され、一部は伐期に到達する林分もみられ、「林業」の成立の芽生えがみられるようになった。大正8年の用材生産量は2,650石、その生産額は26,700円で、製材工場も1工場が立地している<sup>(31)</sup>。

そのような中で大正9年の林業の専業生業者は6戸、兼業者は15戸へ増え、一方、日雇労働者は100人を数えるが、その半数から80人は造林事業に従事するほどであり、その経験をふまえ、育林技術を工夫する従事者も多くなったとされる<sup>(32)</sup>。

先覚的私営林業者の先行のあと、村有林や 県郡模範林の展開が村民に育林意識をもたら し、そのことも官行造林を受け入れる素地に なったといえる。そして事業展開に必要な労 働力も目途が立ちそうな状況も導入の後押し をしたものであろう。

#### (4) 育林技術

次に官行造林の場合の育林技術をみてみる<sup>(33)</sup>。 まず「地拵」については、植栽地の風当り が強く、土壌も不良な土地は筋刈か壺刈を行ない、それ以外は全刈とする。設定地の自然環境の厳しさとそれへの対処法がみられ、とくに筋刈と壺刈は前述した伊賀地域の育林技術にはみられない特異な方法である。そのさい、火入れも認め、1ヵ所に集めて焼却する案もすすめている。

「新植」は3月中に植付け、杉、桧とも1町歩当り3,570本植えとし、松は3,000本植えとする。そのさい、杉と扁柏の苗木は2回苗圃の床替えした3年生を、赤松は1回床替した2年生を植栽する。風当りの強いところは小苗を密植するとしている。植栽本数は前述したこの地域一般の6,000本台を半減させている。自然環境の厳しさへの対応が考慮されている。なお、1町歩当り3,570本は今日の日本の植栽密度と同じである。

「補植」については、新植の翌年に実施し、 杉と扁柏(桧)は植栽本数の2割、松は1割、 黒松は補植しないとする。

「下刈」(手入れ)は、雑草状況に対応することとし、風当りが強く、土壌の地味不良地は地力維持のため、前述したように筋刈や壷刈とする。回数は杉、扁柏は年1回で5年間、赤松はさらに4年行う。

「蔓切」は、杉、桧で11年目と14年目に各 1回、松は除伐も兼ねて11年目に1回行なう。 ここにも厳しい環境への対応がみられる。

「枝打」は、杉と赤松は11年目、桧は12年目と18年目に1回行なうが、これらはいずれも蔓の発生状況や樹木の生育状況によるとする。

「間伐」は18年目に1回とする。間伐材は無料採取可能なので、その原則を住民に守らせることが必要。やはり自然環境の厳しさゆえに間伐時期も他の一般例よりも遅れていること、しかも1回間伐のみという点も特異である。

このように官行造林は、一般的には自然的 条件や位置的条件の厳しいところでのケース が多く、前述の村有林の育林技術とは異なる が、そのような厳しい経験上のノウハウがそ のまま展開されている。伊賀地域でも残された村有林の周縁部には、このような育林をせざるをえないケースもあることから、この官行造林も伊賀地域での育成林地域のその後の拡大にモデルとして位置づけることが可能となったものと思われる。

## 6. 学校林などの育成林化

村有林などの一部を学校や青年団に貸与して植栽化を図り、それぞれの財産造成をめざす動きは、前述の土倉庄三郎による日露戦争後における「年々戦勝林」のスローガンによって展開された植林運動によるもので、伊賀地域でも多くの例がみられた。

布引村では明治39年 (1906)、村内の大字 奥馬野に実測面積1町歩の「学林」のための 地上権を60年間設定し、杉と桧の植栽を始め ている。『学林台帳』<sup>(34)</sup> によると、昭和5年 (1930) まで植栽が続き、林班数はさらに12 もふえ、盛況化し、植栽面積は当初の2倍ほ どへ拡大されている。

同じく布引村では、明治30年までにそれまで任意であった若衆連を青年会に組織して、15歳から30歳までの若者をメンバーにし、同35年に夜学の実業補習学校を設立、青年会の修養部分を学校へ発展させた。その中で農林実習も行われ、植林部門は苗圃づくりから地拵え、植栽へと積み重ねられ、明治42年から3年間をみると、約1町2反歩に9千本ほどが植栽されている。青年団の実業補習学校林の誕生であった。

一方、南部の種生村高尾でも少し遅れて大正8年(1921)、学校林が設けられている。その契機はその前年の大正7年に地元の小学校が火災で焼失し、学校基本財産の創設が必要になったためであった。高尾では青年会や婦人会のほか、住民総出で尼ヶ岳山麓の採草地を地拵えして植栽をすすめ、実測23町2反歩余りを大正11年4月まで、4年間かけて育

林地へと転換した<sup>(35)</sup>。そしてその成果は、戦後の昭和21年(1946)、新校舎や講堂建築の材料に利用され、その13年後の昭和34年(1959)には売却益によって学校建設費の負担金を返済するほどであった。

他の村々では、このような成果を得たあと 学校林地を売却してしまう場合がみられたが、 高尾では逆にその経験を生かし、再び地元住 民の手によって新植され、尼ヶ岳山麓に再び 緑の森林資源が誕生している。

このような学校林は、学校の基本財造成の みならず小学生の児童や青年、さらに家族に 育林経験をさせることにより、その後のこの 地域での育成林化の担い手の養成にもつなかった点は特筆される。

## 7. 私有林における育成林化

前述したように、部落有林野統一事業を機に、阿山郡を中心にした伊賀地域の北部では村有林化が、名賀郡を中心にした南部の山間地域では縁故特売が盛んに行なわれ私有林化が卓越し、南北での地域差が顕著になった。しかし、全域を統一的に示すデータが得られないので、以下個別的に扱う。

図2は北部地域の阿山郡における明治44年

の私有林野における針葉樹 の面積比率を町村別に図示 したものである。針葉樹は 江戸時代に温存されていた 松もみられるが、村有林統 一後に植栽された部分もあ り、それ以上に植栽された 杉と桧の面積が多く、その 比率をほぼ植栽された育成 林面積比率とみることがで きる。

それによると、北部地域 において、私有林野面積の 中の針葉樹林面積は全体の 50%ほどで、最高は花ノ木 村の98.5%、最低は丸柱村 や鞆田村、小田村の0%で ある。この図中でも、針葉 樹面積比率はより北部の方 ほど概して低位ではあるが、 採草地や松茸用の雑木、土 砂防止林などの土質による 対応がみられる。それに対 して中央部の村々は60~ 70%台が多く、集落近傍で の植栽がすすんだことを示 している。しかし、明治35

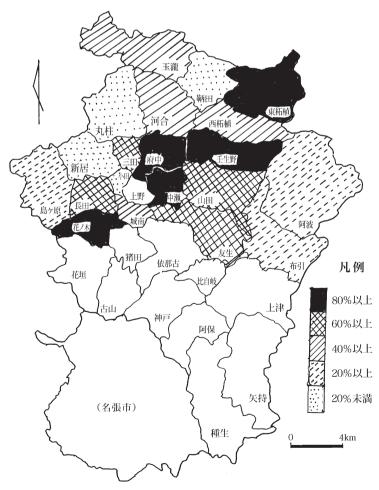


図 2 旧阿山郡町村別私有林野面積中に占める針葉樹面積比率の分布 (1911 年) (『阿山郡治要覧』より作成)

年(1902)時点では、東・西柘植村と壬生野村の針葉樹林面積のうち80%を松(赤松)が占めており、その中で東柘植村は針葉樹面積の40%を杉が占めていた(36)。

それに対して、より山間地域である東部の 布引村や阿波村では、広大な林野面積が私有 化されたが、針葉樹面積比率は低位で、植栽 に手が回りかねていた状況がうかがわれる。

一方、南部の山間の村々はデータを欠くが、個別的な判明分をみると、大正9年(1922)の矢持村では、1年生にあたる杉、桧、櫟、松の苗木数は22万8千本が計上されている。そのさい、同村の村有林における1年平均の植栽面積が6.3町歩弱、1町歩当り6,000本植えとすると村有林での植栽用の必要本数は4万本弱となり、残る18万本ほどはほぼ私有林における植栽用苗木の充当分とみることができる。この本数は1町歩当り約6,500本植えだとすると、植栽面積は30町歩ほどになり、2年生分についても私有林で30町歩ほどが植栽されたことになり、かなり広大な面積が育成林化され、南部地域の育成林における育成林化の勢いがうかがわれる。

また種生村では、大正9年に杉8.6万本、桧42.6万本、櫟0.5万本が植栽されており、その多くが私有林野での植栽だったとすれば、70町歩ほどの育成林を実現していたことになる。

ところで、高尾の奥田秀猛、立花隆司の両氏からの聴き取り<sup>(37)</sup> によれば、両氏が古老から伝え聞いた話として、この南部の山村では江戸時代末期には藍栽培が盛んであったが、明治に入ると茶栽培へと変わり、志摩半島から一時は毎年摘子が来村するほど盛況だったという。それがやがて桑栽培へと変化し、さらに初めての林産物生産として木炭生産のウエイトが高まり、そこへ植林が入り込んできたという。

時代の変化の中で、南部の山村は生業の変化 で対応し、それが連続的に生起したこと、その さい、植林による育成林化は明治末期から大正 期、さらに昭和前期へと引き継がれ、やがて木 材生産が具体化するようになり、経済作物の中 に木材生産が組み込まれ、そのウエイトを高 め、南部の山村で産業としての林業が脚光を浴 びるに至ったことがうかがわれる。

以上の動きは苗木生産の動きからも裏付けられる。図3は伊賀地域の北部を占める阿山郡と南部を占める名賀郡の郡別苗木生産量の推移を示したものである。但し、明治42年以降の名賀郡についてはデータを欠く。

全体として明治30年代後半から大正初期にかけての期間でみてみると、阿山郡に関しては明治30年代後半から同42年までは苗木生産が活発で、明治41年には13万本を越えるピークを示している。村有林が多く形成され、村有財産をつくる動きの活発さが5ヵ年計画

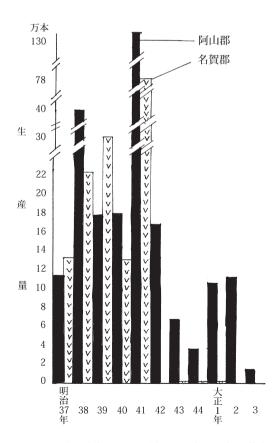


図3 阿山・名賀両郡の明治37~大正3年の苗木 生産量の推移 (三重県統計書より作成)

への集中をよく反映している。大正元年や同 2年に少し持ち直しているのは、村有財産計 画実施が遅れた場合のあらわれでもある。一 方、私有林化がすすんだ名賀郡でも村有基本 財産づくり用の苗木生産を含むため阿山郡と 同様の動きを示すが、私有林での植栽は大正 期にもつづくため、データのない年の植林用 苗木生産は引き続きかなり高レベルにあった と思われ、両郡の違い、つまり南北の地域差 が進行したと考えられる。

#### 8. おわりに

以上、伊賀地域における明治中期から大正 期にかけての育成林化の諸相を検討し、それ が全体として育成林化をすすめ、育成林業地 域の形成過程を明らかにしようとした。

そのさい、その基本は江戸時代までの実質的な入会林野で、禿げ山が多かった部落有林野を統一する事業の展開の上で植栽事業が進行した点で共通した。その背景には新生明治政府による地方財政基盤の制度的な確立政策が、山間地域では禿げ山の多い荒廃林野を育成林化し、中・長期の財政的基盤を確立ささようとする主旨を実現させようとするところにあった。その点は市場原理によって育成林業地域を江戸時代に先行的に形成した隣接する吉野林業地域や荒川上流の名栗林業地域の育成林業地域形成の独自性となり中間的地域の育成林業地域の特性を示した。

具体的には、部落有林統一事業の推進により、主流としての村有林形成をめざす過程で、入会林野の分割、編成により村有林を中心に形成しながら、地元への縁故売りによる私有林形成、地上権による県、郡、国、個人への貸与などの諸形態を生み出すことになり、育成林化はそれらの諸形態に対応する形で実施された。育林技術は県の指導による村有林や模範林の設定の過程で地元住民の作業員らの

経験をふまえ、より標準化された形で伝播、 定着するようになり、それが私有林の育林技 術へも連動し、次期の育成林業地域形成につ ながることになった。

#### [注]

- (1) 藤田佳久 (1995)『日本・育成林業地域形成 論』古今書院。
- (2) 藤田佳久(2014)「明治期の三重県伊賀地域 における部落有林野利用と部落有林野統一事業 について」、愛知大学綜合郷土研究所紀要、第 59 輯。
- (3) 藤田佳久(1986)「吉野林業と土倉庄三郎」、 上野福男編『日本の山村と地理学』、農林統計協 会。
- (4) 藤田佳久(1993)「吉野林業論の成立とその 地域的拡散および受容」、人文地理、45-6。
- (5) 前掲(2)。
- (6) 布引村(1922)「布引村基本財産条例」。
- (7) 布引村 (1922)「布引村基本財産杉桧造林実施施工法」。
- (8) 布引村(1911)『布引村整林要覧』。
- (9) 大山田町史編纂委員会(1989)『大山田町史』 下、大山田町。
- (10) 前掲(9)。
- (11) 前掲(10)。
- (2) 上野市史編纂委員会(2010)『上野市史、近 現代史料編』、第6巻、上野市、pp.346-356。
- (13) 前掲(12)。
- (14) 前掲(12)。
- (15) 前掲(12)。
- (16) 前掲(12)。
- (I7) 島ヶ原村史編纂委員会 (1983)『島ヶ原村史』、 島ヶ原村。
- (18) 前掲(17)。
- (19) 青山町史編纂委員会 (1979)『青山町史』、青山町。pp. 635-636。
- (20) 前掲(19)。
- (2) 高尾郷土史編纂委員会 (1979)『高尾郷土史』、 高尾公民館、pp. 165-169。
- (22) 布引村役場 (1922) 『三重県模範造林積立金 設置規程 附模範林収入取扱手續』、布引村。
- (23) 藤原康男 (1911)『地方自治の発展策 公有 林野整理経営 部落有林野の統一』、三浦書店。
- (24) 三重県編(1988)『三重県林業史』、三重県。
- (25) 藤田佳久 (1977)「入会林野と林野所有をめ ぐって」、人文地理、29-1。
- (26) 大阪大林区署(か)(1922)『布引村公有林野 官行造林案内説明書』。
- (27) 前掲(26)。
- (28) 前掲(26)。
- (29) 前掲(26)。

- (30) 前掲(26)、p.7。
- (31) 前掲(26)、pp. 8-9。
- (32) 前掲(26)、p. 22。
- (33) 前掲(26)、pp. 22-24。
- (34) 布引尋常高等小学校 (1907) 『学林台帳』、同校。
- (35) 独立行政法人資源開発機構横川ダム事務所 (2004)『青山町川上春秋』、同事務所、pp.65-67。
- (36) 阿山郡役所(1911)『阿山郡治要覧』。
- (37) 2012年、現地での聞き取り。